

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 6月の主要経済指標 回復の兆し
- 6月のCPI 前年同月比+1.4% 前月より0.2ポイント上昇

【貿易・投資】

- 6月の輸出 前年同月比+2.8% 輸入は同▲6.1%
- 広東省、天津市、福建省 3自由貿易試験区の最新状況
- UNCTAD 報告 2014年の中国への直接投資 世界一に

■ RMB REVIEW

- 株式相場に不安残る中国 人民元は横ばい予想

■ EXPERT VIEW

- 中国国内企業による国外企業のための保証提供



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆6月の主要経済指標 回復の兆し

国家統計局の15日の発表によると、2015年第2四半期の中国のGDP成長率は、前年同期比+7.0%と前期比横ばいとなり、政府の景気下支え策が奏功したものと同局は説明した。1-6月のGDP成長率は前年同期比+7.0%と、政府の通年目標である「7.0%前後」を達成した形となった。

1-6月の固定資産投資は前年同期比+11.4%(1-5月: +11.4%)と、昨年7月以降続いた下落傾向に歯止めがかかった。6月の工業生産は前年同月比+6.8%と、4月以降3ヶ月連続で上昇、社会消費財小売総額は同+10.6%と、5月以降2ヶ月連続で上昇した。投資、生産、消費ともに回復の兆しが見えたという。

1-6月のGDPに占めるサービス業の割合は49.5%と、前年同期比2.1ポイント増加、1-6月のGDPに対する消費の寄与率は60.0%と、前年同期比5.7ポイント上昇。引き続き、経済のサービス化が進み、産業構造が改善された。また、1-6月の単位GDPあたりのエネルギー消費量は前年同期比▲5.9%と、1-3月の同▲5.6%より減少幅が拡大し、経済成長の質が高まった。さらに、1-6月の都市部新規雇用者数は718万人となり、政府の通年目標である「1,000万人以上」の約7割に達し、調査失業率も5.1%前後の水準を維持し、雇用情勢は総じて安定しているという。

同局は、今後の展望について、構造改革や発展方式の転換時期にあり、多くの問題を抱えている為、経済回復の基盤を強固なものとするために一層の努力が必要とした上で、下半期は、実行に移される投資プロジェクトの増加や、不動産市場の回復等が見込まれ、上半期の成長を超える可能性があるとの見方を示した。

<6月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
国内総生産(GDP)*	(億元)	296,868 7.0
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元)	237,132 11.4
第一次産業	(億元)	6,159 27.8
第二次産業	(億元)	97,446 9.3
第三次産業	(億元)	133,527 12.4
民間固定資産投資*	(億元)	154,438 11.4
工業生産(付加価値ベース)**	-	- 6.8
社会消費財小売総額	(億元)	24,280 10.6
消費者物価上昇率(CPI)	-	- 1.4
工業生産者出荷価格(PPI)	-	- ▲4.8
工業生産者購買価格	-	- ▲5.6
輸出	(億米ドル)	1,920.1 2.8
輸入	(億米ドル)	1,454.8 ▲6.1
貿易収支	(億米ドル)	465.4 -

*: 1~6月の累計ベース。

** : 独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

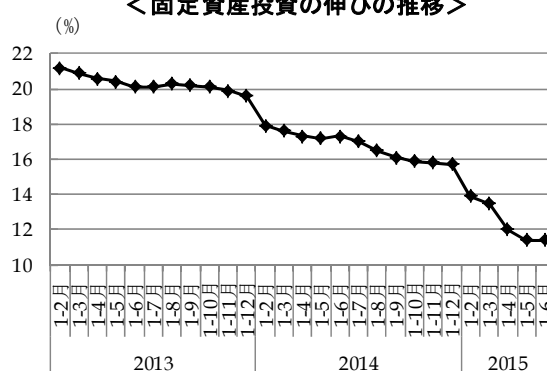
(出所: 国家統計局等の公表データを基に作成)

<GDP成長率推移(四半期ベース)>



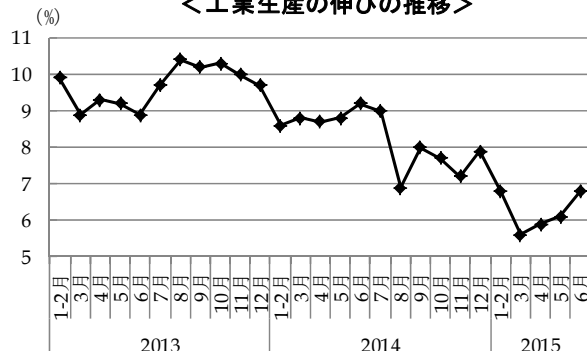
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<固定資産投資の伸びの推移>



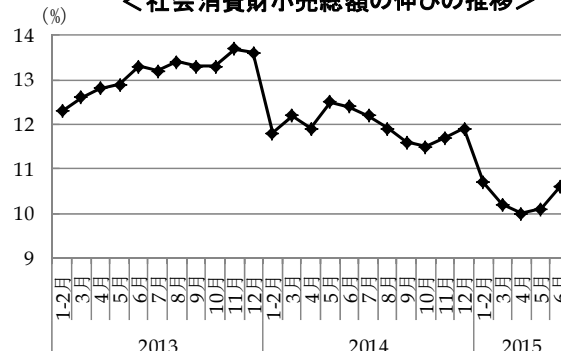
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<工業生産の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<社会消費財小売総額の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

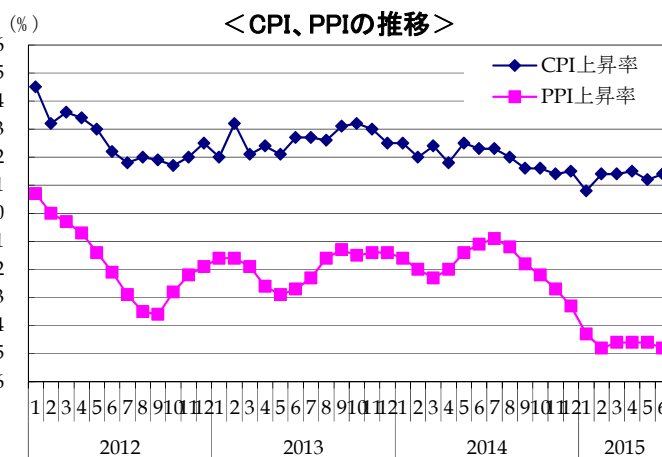
◆6月のCPI 前年同月比+1.4% 前月より0.2ポイント上昇

国家統計局の9日の発表によると、6月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.4%と前月より0.2ポイント上昇、前月比では横ばいとなった。

品目別で見ると、食品は前年同月比+1.9%、非食品は同+1.2%。食品のうち、卵が同▲11.3%、果物は同▲8.8%と下落幅が大きかったものの、野菜は同+11.4%、豚肉は+7.0%と上昇した。

なお、上半期のCPIは前年同期比+1.3%と、引き続き政府の通年目標の3.0%を下回っている。

一方、6月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲4.8%と、下落幅は前月比0.2ポイント拡大し、40ヶ月連続のマイナス。特に石油・ガス採掘(同▲32.4%)、石油加工(同▲18.8%)の下落幅が大きかった。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆6月の輸出 前年同月比+2.8% 輸入は同▲6.1%

税関総署が13日に発表した貿易統計速報(米ドル建)によると、6月の輸出入総額は前年同月比▲1.2%の3,374.87億米ドル、うち、輸出は同+2.8%の1,920.11億米ドル、輸入は同▲6.1%の1,454.76億米ドルと、輸出は前月の同▲2.5%からプラスに転じ、輸入の減少幅も前月比11.5ポイント縮小した。

1-6月累計の輸出入総額は前年同期比▲6.9%の1兆8,807.75億米ドルと、1-5月の同▲8.0%より減少幅が縮小した。うち、輸出は同+1.0%の1兆720.11億米ドル、輸入は同▲15.5%の8,087.64億米ドルとなった。

なお、1-6月の国・地域別の輸出入総額の伸び率を

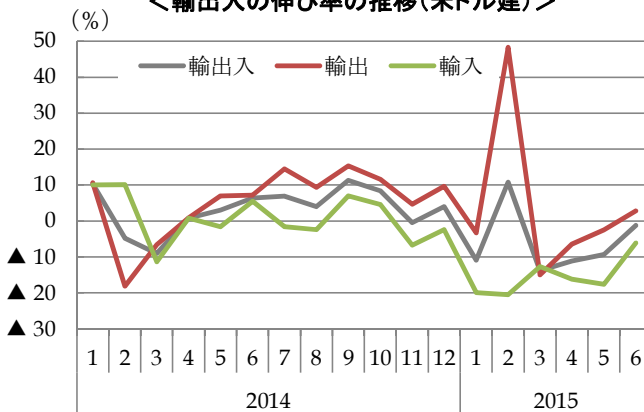
見ると、日本が前年同期比▲10.6%(1-5月:▲11.3%)。その他、EUが同▲6.7%(1-5月:▲7.2%)と減少幅を縮小させ、米国は同+4.0%(1-5月:+2.6%)、ASEANは同+1.6%(1-5月:+0.3%)と伸び率が拡大した。

同署は上半期の輸出入動向について、新興国と「一帯一路」(*)周辺国に対する輸出が増加する等、貿易相手国・地域が多様化し、交易条件も明らかに改善している一方、EUや日本との貿易額の伸び率低下が目立ったとコメントした。

また、輸出については、外需の持続的な低迷、コスト上昇に伴う伝統産業の優位性の低下、人民元レートの上昇という3大圧力に直面していると指摘。輸入に関しては、内需の不振と大口商品価格の大幅な下落が伸び率低下の要因となった一方、一部輸入品の関税率引下げに伴い、アパレル、日用品等の一般消費財の輸入は増加したとしている。

(※)「一帯一路」:中国から欧州へ至るシルクロード経済圏。一帯とは、中国と中央アジアを経由するシルクロード経済ベルト。一路とは、中国からインド洋へ抜ける海のシルクロード。

＜輸出入の伸び率の推移(米ドル建)＞



(出所) 税関総署の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

◆広東省、天津市、福建省 3 自由貿易試験区の最新状況

商務部は7日の定例記者会見で、4月21日に広東省、天津市、福建省に新設された3つの自由貿易試験区（自貿区）の現況について報告を行った。

全体的な状況については、3自貿区ともに各種改革を推進し、投資・貿易の利便性を向上させる等、初期段階での成果を上げている点を強調。

1-5月の新設企業数と登録資本金額（内資・外資とも含む）については、広東自貿区：14,217社／5,779億元、天津自貿区：4,500社／1,062億元、福建自貿区：9,296社／1,258億元となっており、特に5月8日の「自由貿易試験区外商投資届出管理弁法（試行）」施行後は、外資の吸収がより顕著になっているという。

5月8日以降の新設外資企業数と契約ベースの資本金額は、広東自貿区が170社／77.73億元、そのうち香港・マカオ系企業が135社を占め、主な投資業種は金融、商業貿易サービス業となっている。また、天津自貿区は80社／117.12億元でリース業への投資がメイン。福建自貿区は146社／31.53億元で台湾系企業が87社を占め、中小規模の投資が中心となっている。

＜3自貿区の新設企業数と登録資本金額＞ （2015年1～5月）

地域	新設企業数(社)	登録資本金額 (億元)(※)
広東自貿区	14,217	5,779
外資	170	77.73
天津自貿区	4,500	1,062
外資	80	117.12
福建自貿区	9,296	1,258
外資	146	31.53
台湾	87	6.49

(※) 外資、台湾の登録資本金額は契約ベース。
(出所) 商務部の公表データを基に作成。

◆UNCTAD 報告 2014 年の中国への直接投資 世界一に

国連貿易開発会議(UNCTAD)が6月24日に発表した「世界投資報告 2015」によると、2014年の中国への対内直接投資額は前年比3.7%増の1,285億米ドルとなり、米国、香港を抜いて初めて世界第1位の投資受入国となった。小売、物流、金融等の投資が大きく増加し、サービス業への投資は2011年に初めて製造業を上回り、2014年には全体の55%を占めた。一方、製造業、とりわけ労働コストの影響を受けやすい産業への投資が細っており、全体の33%に止まった。

2014年の中国からの対外直接投資額は、前年比14.9%増の1,160億米ドルとなり、昨年と同じ世界第3位となった。金融機関の買収による海外事業の拡張が顕著になっていると言う。今後、中国政府の「一帯一路」(※)戦略の下で、中国の対外投資はインフラ関連産業、サービス産業を中心にさらに大きく拡大するとの展望を示した。

なお、世界の主な多国籍企業を対象に行った世界直接投資の見通しに関する調査では、2015年から2017年までの間で最も有望な投資先として、中国が前年に続きトップに選ばれた。

(※)「一帯一路」：中国から欧州へ至るシルクロード経済圏。一帯とは、中国と中央アジアを経由するシルクロード経済ベルト。一路とは、中国からインド洋へ抜ける海のシルクロード。

＜2014年の直接投資額/上位10ヵ国・地域＞

(単位：億米ドル)

対内直接投資			対外直接投資		
順位	国・地域	金額	順位	国・地域	金額
1位(2)	中国	1,285	1位(1)	米国	3,369
2位(3)	香港	1,033	2位(5)	香港	1,427
3位(1)	米国	924	3位(3)	中国	1,160
4位(9)	英国	722	4位(2)	日本	1,136
5位(6)	シンガポール	675	5位(10)	ドイツ	1,122
6位(7)	ブラジル	625	6位(4)	ロシア	564
7位(4)	カナダ	539	7位(7)	カナダ	526
8位(8)	オーストラリア	519	8位(15)	フランス	429
9位(15)	インド	344	9位(6)	オランダ	408
10位(14)	オランダ	303	10位(12)	シンガポール	407

(出所) UNCTAD「世界投資報告2015」を基に作成

(注) 順位欄の()内は2013年の順位

＜多国籍企業が選んだ2015-2017年の有望投資先上位10ヵ国・地域＞

順位	国・地域	回答数の 対全体比率
1位(1)	中国	28%
2位(2)	米国	24%
3位(4)	インド	14%
4位(5)	ブラジル	10%
5位(17)	シンガポール	10%
6位(7)	英国	10%
7位(6)	ドイツ	8%
8位(-)	香港	6%
9位(13)	メキシコ	6%
10位(10)	オーストラリア	4%

(出所) UNCTAD「世界投資報告2015」を基に作成

(注) 順位欄の()内は2013年の順位。「-」は上位20位以下

CHINA WEEKLY

RMB REVIEW

◆株式相場に不安残る中国 人民元は横ばい予想

今週の人民元は 6.20 台半ばで寄り付き、6.20 台を中心とした推移が続いた。

下落が続いていた株式相場も下げ止まりの兆しが見えている。中国人民銀行は、5 日に信用取引向け融資を手掛ける中国証券金融に対し、流動性支援を提供する方針を表明。8 日にもウェブサイト上でシステミックな金融リスクを回避する方針を示した。また、新華社は、中国公安省が中国証券監督管理委員会と協力し、空売りについて調査していると報じた。こうした金融当局の動きを受けて上海総合指数は 9 日に反発し、4000 元を回復した。もっとも、依然として売買停止銘柄が多く正常な状態とは言えず、不透明感も依然残る状況となっている。

来週 15 日には第 2 四半期の GDP が発表される。5 月までの経済指標の弱い内容を鑑みれば、第 2 四半期 GDP は第 1 四半期から低下し、7.0%を割り込むと予想される。製造業 PMI 等にもみる 6 月の景況感に著変はなく、GDP と同時に発表される 6 月の経済指標も大幅な改善は見込めない。

ただし、足もとでは中国人民銀行の金融緩和が奏功し、物価に下げ止まりの兆しが見えてきている。9 日に発表された 6 月の消費者物価指数(前年比+1.4%)が 2 ヶ月連続で伸びが上昇。5 月には 70 都市新築住宅販売価格も前月比でプラスに転換している。

株式相場が大きく変動する傍ら、中国人民銀行が設定する対ドル基準値は 6.11 台での安定推移が続いた。①中国の景気は漸く歯止めの兆しが見えてきたとはいえ鈍化傾向にあること、②株式市場の急落が中国経済へ及ぼす影響が懸念されることから、中銀は人民元相場の急激な変動を望んでいないと見られる。来週も、対ドル基準値が安定推移するとみられるなか、現水準を中心に推移しよう。

(7 月 10 日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

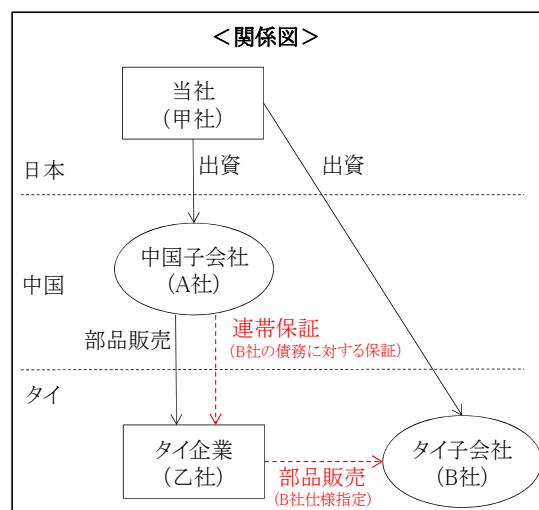
日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2015.07.06	6.2057	6.2057~ 6.2095	6.2092	0.0035	5.0676	0.0258	0.80090	0.0005	6.8772	-0.0208	2.6100	3956.28	97.38
2015.07.07	6.2094	6.2084~ 6.2101	6.2100	0.0008	5.0570	-0.0106	0.80069	-0.0002	6.8220	-0.0552	2.6000	3907.07	-49.21
2015.07.08	6.2093	6.2084~ 6.2130	6.2094	-0.0006	5.1049	0.0479	0.80077	0.0001	6.8493	0.0273	2.5700	3675.21	-231.86
2015.07.09	6.2084	6.2068~ 6.2092	6.2088	-0.0006	5.1141	0.0092	0.80082	0.0000	6.8560	0.0067	2.5600	3888.29	213.08
2015.07.10	6.2077	6.2077~ 6.2101	6.2092	0.0004	5.0832	-0.0309	0.80103	0.0002	6.8978	0.0418	2.5500	4064.63	176.34

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

中国国内企業による国外企業のための保証提供

前回の稿で紹介したように、2014 年 5 月 12 日に「クロスボーダー担保に係る外国為替管理規定」が公布され、同年 6 月 1 日から施行されました。同規定の施行により、従前の対外担保等に関する、事前認可規制、限度額管理、関係当事者の財務条件要求、担保権設定者と債務者との間の資本関係といった法定要件をいずれも取り消されました。今回は、これまで、実際には取引例が少なかった、中国国内の子会社が中国国外の当事者間で成立した国外取引について連帯保証をすることを想定し、その法的問題を検討してみたいと思います。

Q: 当社(甲社)の中国子会社 A 社は、従前からタイ企業乙社に対して A 社が製造する部品を継続的に販売しています。この度、当社は、タイにも子会社 B 社を設立し、製品を製造して、アセアン地区でこれを販売することを計画しています。B 社は、乙社から B 社仕様指定の部品を継続的に購入することを検討しています。乙社は、B 社との部品取引について、A 社を連帯保証人とし、B 社に代金不払いがあった場合には、乙社の A 社に対する債務と未払代金の債権を相殺することができるようにしたい、との取引条件を求めてきています。中国企業である A 社が国外の乙社のために連帯保証をすることは中国法上できず、乙社からの上記の A 社による連帯保証の提供要請は拒絶しようと考えているのですが、この場合の中国法上の根拠を教えてください。



A: 「中国企業である A 社が国外の乙社のために連帯保証をすることは中国法上できず」という理解は、おそらく、従前の「国内機構対外担保管理弁法」及び「国内機構対外担保管理弁法実施細則」に定める対外担保の認可及び登記規制において、本ケースで、外商投資企業である A 社が自らの取引と関係がない中国国外の第三者のために対外担保(連帯保証)を提供することについては、外国為替管理局の認可取得ができなかったという事実に基づくものではないかと推測されます。

現在、上記 2 法は既に失効・廃止されおり、本ケースで、A 社は、A 社による上記の連帯保証契約の締結、履行については、所定の登記手続の履行が必要となるものの、基本的には、国外の債権者乙社と連帯保証契約を有効に締結し、その保証債務を履行することができます。ただし、本ケースで予定される乙社による A 社に対する部品購入代金債務と A 社に対する保証弁済請求に係る債権との相殺の有効性については、中国法上、議論がありえます。実務的には、A 社が乙社に対して保証債務を履行することにより B 社に対して有する求償権について、中国において所定の外債登記をすることが適わず、法が予定する手続による求償権行使及びこれに伴う外貨の受領に支障が生ずるおそれがあります。A 社は、その所在地の外国為替管理局において、上記相殺の有効性や、相殺した後の外国為替管理局における外債登記を含む登記処理の実行性について事前に確認しておくことが肝要だと思います。

CHINA WEEKLY

1. 対外担保規制及びその近時の緩和法制

- (1) 中国の従前の対外担保(国内企業が国外の債権者又は債務者との間の取引に対して保証等の担保を提供する行為)に関する認可、登記規制を定めていた「国内機構対外担保管理弁法」(中国人民銀行公告〔2014〕第 13 号で廃止)及び「国内機構対外担保管理弁法実施細則」(匯発〔2014〕29 号で廃止)はいずれも廃止失効しており、現在は、2014 年 6 月 1 日施行の「クロスボーダー担保に係る外国為替管理規定」(匯発〔2014〕29 号。以下「29 号文書」といいます。)が適用されます。
- (2) 29 号文書の施行及び上記 2 法の廃止により、従前の対外担保に係る認可規制、登記規制は大きく規制内容が変わりました。即ち、中国国内の担保権設定者が、国外の債務者及び債権者の取引について担保を提供する行為は、「内保外貸」(国内担保・外国貸借。29 号文書 3 条)として 29 号文書二章(第 9 条～16 条)が適用されます。この関連規定は、従前の、対外担保等に関する、事前認可規制、限度額管理、関係当事者の財務条件要求、担保権設定者と債務者との間の資本関係といった法定要件をいずれも取り消しています。

2. 「内保外貸」の手続規制

- (1) 「内保外貸」について、国内企業(銀行、非銀行金融機関以外の一般的な企業であることを前提とします。以下同じ。)は、担保契約締結後 15 営業日以内に企業所在地の外国為替管理局に内保外貸登記をする必要があり、その主要な条件に変更が生じた場合も変更登記をする必要があります(29 号文書 9 条)。即ち、事前認可等の手続処理は必要なくなりました。
- (2) 「内保外貸」については、担保対象となる資金の用途について、「債務者の正常な経営範囲内の関連支出にのみ使用されること」及び「中国国内への迂回資金還流でないこと」という法定要件がある(29 号文書 11 条)ものの、その調査や判断は担保権設定者が自ら行うこととされており、この用途適合性について行政機関が審査等関与することは予定されていません(29 号文書 11 条、12 条)。
- (3) 国内企業(担保権設定者)の担保責任が終了した場合には内保外貸登記抹消手続を処理し(29 号文書 14 条)、担保弁済後の国外企業に対する求償権については対外債権登記をすることになります(29 号文書 15 条)。
- (4) 結論的には、29 号文書の規定では、国内企業が内保外貸を基本的に無条件(ただし、上記のように用途規制はあります。)で行うことを認め、これを登記で管理することを規定しています。しかし、「クロスボーダー担保に係る外国為替管理操作ガイドライン」においては、担保権設定者が内保外貸登記をするに際して、終了していない各種の国外担保残額、担保提供取引の内容、返済資金の出所計画、その他の説明の提出を要することを規定し、他方で外国為替管理局は、担保契約の真実性、商業的な合理性、法規適合性、債務者の契約履行の実行性に疑問がある場合には、担保権設定者に追加の説明(及び証明)を要求することができ、この説明が十分でない場合には、その理由を告知して登記申請を受理しないことができる旨を定めており、登記制といっても、内保外貸の適正等について実質的な審査を行い、申請拒絶することもあることを前提とする制度であることを規定しています。

3. 本ケースにおける考察

- (1) 本ケースで、A 社は、基本的には、国外の債権者乙社(及び債務者 B 社)と担保契約(保証契約)を締結し、外国為替管理局に内保外貸登記をすることにより、連帯保証を乙社に有効に提供し、連帯保証の実行要件が整った場合にその保証責任の履行を中国法上有効に実行することができそうです。また、仮に A 社が内保外貸登記を処理しなかったとしてもこれは契約の発効要件とはされない(29 号文書 29 条)ので、担保契約(連帯保証契約)自体は有効にこれを締結することができると考えるのが合理的です。ただし、上記の登記なく保証債務の履行のため為替決済をすることに支障が生じる可能性があり、また、未登記の行為は外国為替管理条例 48 条の違反行為となり(上記ガイドライン七条(四))、是正命令、警告、30 万人民币以下の罰金の行政処罰が科される可能性が生じます。

CHINA WEEKLY

- (2) 契約法 99 条は、相殺を認めており、中国の取引法上は、相殺や契約当事者による相殺合意の有効性が否定されるわけではありません。ただし、中国の外国為替法規中に、国内企業がクロスボーダーで債権、債務を相殺することに関する明確な規定を欠いており、このような相殺又は相殺合意が外国為替規制の適用を受け、その効力が否定されることがないのかどうか不明です。この点、中国の識者は、中国が上記のようなクロスボーダーの相殺について規定を設けておらず、かつ、為替決済に関する各種の規制、制度が実際に決済を行うことを前提に規定されていることから、上記の相殺については、中国法は、その効力を否定している、と解釈している者もあります。しかし、上記のように、29 号文書 29 条は、内保外貸登記を担保契約の効力発生条件としない旨を明記し、当事者の合意(契約の締結)のみで担保契約が成立し、法的効力を有することを定めています。このことから考えると、有効に成立した連帯保証契約に従い保証人に生じた保証債務が金銭支払により消滅するか、又は相殺により消滅するか債務の履行の問題にのみ実際の金銭支払を要求して外国為替管理規制を適用すると理解することは法的には均衡を欠くともいえます。
- (3) 個人的には、内保外貸に係る連帯保証契約について、29 号文書が当事者の合意のみでその有効な成立を認める以上、これに基づく保証債務の履行の段階でも当事者の意思を尊重すべきであり、相殺や相殺合意の法的有効性を、外国為替管理規制を理由に否定すると理解することは適当でないと考えるのですが、29 号文書の関係規定に従い、相殺による保証債務の消滅をもって内保外貸登記抹消手続を処理し、担保弁済後の国外企業に対する求償権については対外債権登記をすることが実務的に円滑になしうかどうかについて、今しばらく実務上の取扱いの状況を確認する必要があるのではないかと思います。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 張 欣

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2015 年 8 月 15 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>